

保険証の廃止と資格確認書の取扱いについて

★廃止日：令和6年12月2日

- 令和6年度の保険証の更新は、例年通り実施、発送を予定しています。（有効期限は未定）
- 廃止日以降は、新規発行、再発行はできません。
- お手元の保険証が無効になったあと病院にかかるときは、マイナ保険証（または資格確認書）の提示が必要になります。

<保険証廃止後の対応方法等>

	マイナ保険証	資格確認書（別紙、参考1）
対象者	○マイナンバーカードを取得し、保険証として利用登録をしている人	○マイナンバーカードを持っていない人 ○マイナ保険証を使えない人 ○その他、資格確認書の交付を希望する人（本人からの申請が必要）
主な記載項目など	○マイナンバーカードのみ 必要な情報（保険の資格など）は 病院で確認できるようになっています	○氏名、生年月日、性別 ○世帯主氏名 ○被保険者記号・番号・枝番 ○保険者番号・保険者名 ○適用開始日、交付年月日、有効期限 ○住所ほか
備考	○資格情報の把握のため、「資格情報のお知らせ」（申請不要）を交付します	○サイズ、材質などは未定 ○顔写真の記載はなし ○マイナ保険証保有者が資格確認書の交付を希望するときは別途申請が必要

○資格情報のお知らせ（別紙、参考2）

交付される人：マイナ保険証を保有する人

記載項目：氏名、被保険者記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名、適用開始日、

交付年月日（※70歳以上の人のみ、負担割合、有効期限、発行期日を記載）

（注意）マイナ保険証を利用できない病院などでは、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」の提示が必要になります。

【参考】本市の現状

<マイナ保険証紐づけ件数（令和6年1月現在）>

国民健康保険被保険者数 33,555人

マイナ保険証との紐づけ件数 18,705人（55.74%）

<医療機関導入等実績（令和5年11月末現在）：厚生労働省ホームページより>

顔認証付きカードリーダー申込率 市：92.5% / 府平均：90.7% / 国平均：91.4%

運用開始率 市：90.1% / 府平均：88.0% / 国平均：89.1%